

## 「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」(案)の概要

令和3年11月  
復興庁

## 1 位置づけ

- ・ 東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。
- ・ 同時に、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成31年3月8日閣議決定)及び「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)のフォローアップを兼ねるもの。

## 2. 主な内容

- ① 発災から10年を経過し、現在の「第2期復興・創生期間」に至るまでの復興施策の取組内容を総括。
- ② 近年の主要課題となっているALPS処理水の処分、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱い、国際教育研究拠点の整備への対応を記載。
- ③ その他、今夏開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する復興五輪の取組、「復興の教訓・ノウハウ集」の取りまとめ等の内容を記載。

## 3. 主な各論の内容

- ① 現在の「第2期復興・創生期間」に至るまでの復興施策の取組内容の総括
  - ・ 我が国観測史上最大の地震、大津波の発生、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の放出という未曾有の複合災害に対して、政府の総力を挙げて復興を進め、甚大な被害に対処するため、前例のない手厚い支援を実施。
  - ・ 既存省庁の枠組みを超えて、地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるよう復興庁を設置し、復興事務に係るワンストップ窓口機能を担当。
  - ・ 復興の推進に当たっては、新たに生じた様々な課題に直面しながら対応。

(例)生活再建ステージに応じた被災者支援、災害公営住宅の整備、高台移転等による宅地造成、仮設店舗・工場の貸出し、産業集積のための金融・税制・企業立地補助、中小企業へのハンズオン支援や販路開拓支援など前例のない対応も含めた取組、被災自治体の人材確保支援、NPOやボランティア団体等との協力体制の構築、原子力災害被災地域における住民の帰還による避難指示解除区域等の復興・再生を目的とした帰還環境整備、帰還促進と併せた移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等、風評払拭に向けた取組等。

- これまでの取組の結果、**地震・津波被災地域**では、インフラの復旧や住まいの再建等は概ね完了し、**復興の総仕上げの段階**。心のケア、中核産業である水産加工業の売上げの回復等きめ細かな取組を推進。一方、**原子力災害被災地域**では、福島**の復興・再生が本格的に始まっているが、引き続き国が前面に立ち、中長期的な対応が必要**。
- **復興庁の設置期間を10年延長**するとともに、令和3～7年度までの5年間を「**第2期復興・創生期間**」と位置づけ、令和3年3月に同期間以降の**復興の基本方針**を閣議決定。令和3年4月には**岩手・宮城復興局を沿岸部(釜石、石巻)に移転**。
- 東日本大震災からの復興は、政府の最重要課題の一つ。「**閣僚全員が復興大臣である**」という意識を共有し、**省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底し、被災者の心に寄り添いながら、被災地の復興に向けて政府の総力を挙げて取り組んでいく**。

## ② ALPS 処理水の処分

- 令和3年4月に第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、**安全性を確保し政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した**。また、その後、直ちに、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を立ち上げ、同基本方針に定める対策について、**政府一丸となってスピード感を持って着実に実行していくとともに、風評影響を受け得る方々の声を確認し、その御懸念を払拭するべく、必要な追加対策を機動的に講じていくこととしている**。
- 基本方針の決定以降、各地で開催したワーキンググループをはじめとして、自治体や農林漁業者等との意見交換を重ね、**令和3年8月に当面の対策を取りまとめ**。風評を生じさせない仕組みと、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みの構築を目指し、**今回盛り込んだ施策を着実に実行する**。今後は、風評影響の把握やヒアリング等の実施を継続するとともに、必要な追加対策を機動的に講じていく。
- **政府一丸となって懸念を払拭するための徹底した情報発信、広報活動に取り組むほか、IAEA や各国在京大使館等にも現状説明等を実施**。
- 令和3年8月に「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース**」において、ALPS 処理水に係る理解醸成に向けた**情報発信等施策パッケージを取りまとめ**。

### ③ 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱い

- ・ 令和3年8月末に決定した「**特定復興再生拠点区域外の帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方**」に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を丁寧把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、**避難指示解除の取組**を進めていく。
- ・ 残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていく。

### ④ 国際教育研究拠点の整備

- ・ 令和2年12月の復興推進会議において「**国際教育研究拠点の整備について**」を決定。福島浜通り地域等の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードしていくため、国内外の英知を結集して、**福島**の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行う「**創造的復興の中核拠点**」として新設することとした。
- ・ 令和3年度内に基本構想を策定。

### ⑤ その他(復興五輪の取組、「復興の教訓・ノウハウ集」のとりまとめなど)

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、「**復興五輪**」として、世界各国からの復興支援への感謝や復興しつつある被災地の姿や魅力を発信する取組を実施。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、競技がほとんど無観客開催とされ、被災地への誘客や実食を通じた食材のPRが困難となるなど一定の制約の下、交通広告やメインプレスセンターの「復興ブース」における動画やスライドの掲出、選手村食堂での被災地産食材の活用をPRするポスター掲示等により、出来るだけ**多様な媒体を通じた情報発信**等を実施。
- ・ 震災の教訓を継承し、今後の大規模災害への対応に活用できるよう「**東日本大震災復興の教訓・ノウハウ集**」を取りまとめ。地方自治体や関係省庁とも共有。